

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律(四一)
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(四二)

〔政令〕

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二五一)
- 〔省令〕
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一三)

〔告示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件
- 〔政治資金適正化委三五〕
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同三六)

○除籍の一部が滅失した件

(法務三三五)

○除籍が滅失した件

(同三三六、三三七)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一

条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法

第七條第一項第二号の基準を定める

省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同三三八)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一

条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難

民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二

の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号

の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同三三九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く資産凍結等の措置の対象となるタ

リバーン関係者等を指定する件の一

部を改正する件(外務一九九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く移動の制限及び資産凍結等の措置

の対象となるコートジボワールにお

ける和平等に対する脅威を構成する

者等を指定する件の一部を改正する

件(同二〇〇)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ

く移動の制限及び資産凍結等の措置

の対象となるスーダンにおけるダル

フルと和平阻害関与者等を指定する

件の一部を改正する件(同二〇一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律第

二十三條の二の二十三第一項の規定

により厚生労働大臣が基準を定めて

指定する医療機器の一部を改正する

件(厚生労働二九五)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行

規則第二條第二項第三号の水域を指

定する件(国土交通七四七、七四八)

○漁船の操業を制限し、又は禁止する

区域及び期間並びにその条件を定め

る件(防衛一一六)

○道路に関する件

(近畿地方整備局一〇九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 経済産業省

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、迫川上流土地改良区の土地改良事業計画変更の認可、公示送達関係

裁判所
相続、失踪、破産、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第 四一号）（環境省）

1 目的の改正

目的の規定に水銀に関する水銀条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀等の排出の規制を追加することとした。（第一条関係）

2 定義の改正

（一）この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいうこととした。（第二条第一二項関係）

（二）この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第一三項関係）

3 水銀等の排出の規制等
（一）水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこととした。（第一八条の二一関係）

（二）水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めることとした。（第一八条の二三関係）

（三）水銀排出施設等の設置等については、次の事項を規定することとした。
（1）水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届

け出なければならないものとする。その他の所要の届出等については規定すること。（第一八条の二五第一項関係）

（2）都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないことと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出を受理した者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるとすること。（第一八条の二六関係）

（3）水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしはならないものとする。（第一八条の二七関係）

（四）水銀排出施設からの水銀等の排出について、次の事項を規定することとした。
（1）水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。（第一八条の二八関係）

（2）都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとする。（第一八条の二九第一項関係）

（3）都道府県知事は、（2）の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第一八条の二九第二項関係）

（4）水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。（第一八条の三〇関係）

（五）工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならないこととした。（第一八条の三二関係）

（六）五に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようになるとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないこととした。（第一八条の三三関係）

4 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律（法律第四二号）（環境省）
総則
この法律の目的及び用語の意義に関する規定を設けることとした。（第一条、第二条関係）

2 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画
主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとした。（第三条関係）

3 水銀鉱の掘採の禁止
何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととした。（第四条関係）

4 特定水銀使用製品の製造の禁止
何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀使用製品を製造してはならないこととした。（第五条関係）

5 特定水銀使用製品の製造の許可等
特定水銀使用製品を製造しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととし、欠格事由、許可の基準、変更の許可、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継について規定することとした。（第六条第一一条関係）

6 特定水銀使用製品の利用の制限
何人も、許可を受けて製造されたものである場合を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないこととした。（第一二条関係）

7 新用途水銀使用製品の製造等
（一）新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならないこととした。（第一三条関係）
（二）新用途水銀使用製品の製造等を業として行うおとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用に関して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととする。とともに、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。（第一四条、第一五条関係）

8 国、市町村及び事業者の責務を定めることとした。（第一六条、第一八条関係）
9 水銀等を使用する製造工程に関する措置
何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないこととした。（第一九条関係）
10 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行つてはならないこととした。（第二〇条関係）
11 水銀等の貯蔵に関する措置
主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等の貯蔵の指針を定めることとする。とともに、水銀等を貯蔵する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。（第二一条、第二二条関係）

法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十一―第十八条の二十五）」を

「第二章の四 水銀等の排出の規制等（第十八条の二十一―第十八条の三十五）」に改める。

第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の三十六―第十八条の四十二）」に改める。

第一条中「規制し」の下に、「水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の確かかつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条

第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同

第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同

項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に

排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるも

のをいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物

排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けら

れた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条

の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条

の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等

（施策等の実施の指針）

第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円

滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出

の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図るこ

を旨として、実施されなければならない。

（排出基準）

第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び

経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出

される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模

との許容限度として、環境省令で定める。

12 水銀含有再生資源の管理に関する措置

主務大臣は、水銀含有再生資源の管理の指針

を定めることとする。水銀含有再生資

源を管理する者に対する勧告及び定期報告につ

いて規定することとした。（第二三条・第二四

条関係）

13 雑則及び罰則

（一）主務大臣は、この法律の施行に必要な限度

において、事業者等に報告させ、及びその職

員に立入検査をさせることができることとし

た。（第二五条・第二六条関係）

（二）主務大臣は、この法律の目的を達成するた

め必要があると認めるときは、事業者等に必

要な資料の提出及び説明を求め、事業者等に

することとした。（第二七条関係）

（三）この法律における主務大臣及び主務省令並

びに主務大臣の権限の委任について規定する

こととした。（第二八条・第二九条関係）

（四）この法律の規定に基づき命令を制定又は改

廃する場合に所要の経過措置を定めることが

できることとした。（第三〇条関係）

（五）この法律における罰則を定めることとし

た。（第三一条・第三五条関係）

（六）施行期日等（附則関係）

（一）所要の経過措置及び鉱業法の規定の整備に

ついて規定することとした。

（二）この法律の施行後五年を経過した場合の検

討について規定することとした。

（三）この法律は、一部の規定を除き、水銀に関

する水俣条約が日本国について効力を生ずる

日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政

令第二五一号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物から除外することとし

た。（第一条関係）

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結し

た物質並びにこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

（第二条第一項関係）

（一）N―（二）アミノエチル―（二）アミノエ

タノール及びこれを含有する製剤。ただし、

N―（二）アミノエチル―（二）アミノエタ

ノール・（二）パーセント以下を含有するものを

除く。

（二）二―エチル―三―セージメチル―六―

「四―（トリフルオロオロメトキシ）フェノキ

シ―（四）キノリル―メチル―カルボナート

及びこれを含有する製剤

（三）シアナミド及びこれを含有する製剤。た

だ、シアナミド・（二）パーセント以下を含有す

るものを除く。

3 次に掲げる物を劇物から除外することとし

た。（第二条第一項関係）

（一）硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結

した物質

（二）四―アソピス（四―シアノ吉草酸）及

びこれを含有する製剤

（三）（E）―（四）RS―（四）―（二）クロロフ

エニル―（一）三―ジチオラン―（二）イリデ

ン―（二）ヒイミダソール―（一）イル―アセト

ニトリル及びこれを含有する製剤

（四）―（二）六―ジクロロ―α―α―（一）

リフルオロ―（一）トリル―（四）―（ジフルオ

ロメチルチオ）―（一）―（二）ヒリジルメチル

アミノ―（一）ソール―（一）カルボニトリル（別

名ビブロー）―（二）五―パーセント以下を含

有する製剤

（五）（E）―（四）R―（四）―（二）四―ジクロ

ロフェニル―（一）三―ジチオラン―（二）イ

リデン―（二）ヒイミダソール―（一）イル―ア

セトニトリル及びこれを含有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設

けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5 この政令は、1及び3の規定を除き、平成二

七年七月一日から施行することとした。

政 令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

口 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四を第四号の五とし、第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 N—（ニアミノエチル）—ニアミノエタノール—〇％以下を含有するものを除く。

（ニアミノエチル）—ニアミノエタノール—〇％以下を含有するものを除く。

第二条第二項中第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 ニ—エチル—三—セ—ジメチル—六—「四—（トリフルオロメトキシ）フェノキシ—

四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二号中「カドミウム化合物」の下に「ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。」を加え、同項中第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド—〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中（172）を（176）とし、（171）までを（175）までとし、（89）を（91）とし、その次に次のように加える。

（92） 一—（二—六—ジクロロ—α—α—トリフルオロ—p—トリル）—四—（ジフルオロメチルチオ）—五—「二—ピリジルメチル—アミノ」—ピラゾール—三—カルボニトリル（別名ピリプロール）ニ—五％以下を含有する製剤

（93）（E）—（四—R）—四—（二—四—ジクロロフェニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イリ）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

（94）（E）—（四—RS）—四—（二—クロロフェニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イリ）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

（95）（E）—（四—RS）—四—（二—クロロフェニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イリ）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

（96）（E）—（四—RS）—四—（二—クロロフェニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イリ）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

（97）（E）—（四—RS）—四—（二—クロロフェニル）—一—三—ジチオラン—二—イリデン—（二—H—イミダゾール—イリ）—アセトニトリル及びこれを含有する製剤

附 則

1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第三十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇厚生労働省令第百十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第七号の四を第七号の五とし、第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 ニ—エチル—三—セ—ジメチル—六—「四—（トリフルオロメトキシ）フェノキシ—

キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の八を次のように改める。

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド—〇％以下を含有するものを除く。

附 則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

告 示

〇政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由

一六〇六 尾崎 斉 二七、一、二二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号